

市民のみなさまへ
支援情報 5 平成16年11月5日
災害対策本部 62-1700

1. 仮設住宅の入居について

見附市では「中越地震」により被災された方で、下記に該当される方に対して仮設住宅の申込を受け付けています。入居を希望される方は、市役所2階「建設課」にお申し込みください。申し込み期限は11月6日(土)で締め切らせていただきます。

なお、入居説明会及び本申込を11月7日(日)午後1時30分より市役所2階食堂で行います。既に仮申込みをされている方は建設課から連絡させていただきます。

【該当者】 今回の「中越地震」で住宅が全壊又は著しい被害を受け生活できない方

【設置場所】 新幸町(県営産業団地内)、月見台2丁目

【使用料】 基本的には無料ですが、ガス・水道・下水道・電気など生活に必要な費用は各自でご負担いただきます。

【使用期間】 3ヶ月以上2年未満

【申込先】 建設課(市役所2階)

※ 入居要望書は建設課と災害対策本部にあります。

2. 県職員住宅の貸付について

新潟県では「中越地震」により被災された方に対し、県職員住宅を市町村を通じて貸し付けています。(市内には該当する施設がなく、周辺市町にある施設になります。)

【入居可能期間】 原則として1年間以内

【貸付料】 無料(ただし、光熱水費等は入居者負担)

【貸付方法】 見附市が県から借り受けて入居希望者に貸付けます。

【問い合わせ先】 新潟県ホームページ又は、市役所建設課

3. 新潟県借上げ民間住宅への入居について

新潟県では「中越地震」により被災された方に対し、市町村を通じ民間住宅を貸し付けています。

【契約期間】 2年以内

【賃貸料】 無料(ただし、駐車料金、光熱水費等は入居者負担)

【問い合わせ先】 市役所建設課

4. 被災住宅相談会のお知らせ

震災による住宅の修繕方法や、今後もこのまま住宅に住めるのか等、住宅についてお困りの方は次の日程で相談会を開催しております。

日時	11月2日(火)～7日(日)午前9時30分～午後4時
場所	ネーブルみつけ
共催	新潟県建築士会長岡支部見附ブロック 見附市建築組合 見附市

※ 11月6日(土)・7日(日)は住宅金融公庫職員による特別相談窓口をあわせて開催します。災害復興融資や返済中の公庫融資の相談に応じます。

※ 上記の日時以外にも開催を予定しておりますが、詳細は決定しだいお知らせいたします。

します。

- 住宅相談相談会開催と併せ、県では「住宅相談フリーダイヤル」を開設し午前9時から午後8時までご利用いただけます TEL:0120-110-238

5. 住宅再建に関する支援制度の相談窓口を開設します

【相談内容】

被災者生活再建支援法に基づき、今回の地震で住宅に多大な被害を受けた方に被災住宅の解体撤去や生活必需品の購入・修理等に要した費用に対して補助制度に関するもので、被災者住宅相談会と同時に開催いたします。

1. 支援対象世帯

全壊世帯	大規模半壊世帯
・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊し、住宅の倒壊による危険を防止や住宅の補修費が著しく高額となるなどで住宅を取り壊す世帯	住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯

2. 支給限度額

世帯の年収や世帯人数などにより、支給限度額が異なります。全壊世帯は300万円～75万円、大規模半壊は100万円～37万5千円で、この額を上限として実際に支出した額を支給します。

注)世帯の年収が500万円(要援護世帯等は700万円又は800万円)を超える場合は、支給されません。

※ 賃貸住宅の場合は、所有者でなく居住している世帯が対象です。

※ 住宅被害の程度は、市が家屋調査のうえ判定します。

3. 対象経費

全壊世帯	大規模半壊世帯
被災住宅の解体撤去費(原則として現在地で建替える場合に限る)、住宅建設のための借入金の利息、生活必需品の購入・修理費等	住宅補修のための借入金の利息、被災住宅の一部の解体撤去費等

4. その他

この制度の詳細や手続きは後日お知らせしますが、住宅の倒壊の恐れがあつて早急に住宅を取り壊す場合や、早急に住宅を補修する場合は、住宅の被害状況がわかる写真を撮っておいてください。また、事前に被害調査が必要になりますので市税務課に連絡ください。問合せ:災害対策本部 TEL62-1700

6. 生活福祉資金特例貸付の実施について

このたびの地震により被災し、当座の生活費を必要とする方に対して緊急の貸付を行います。

日時	11月3日(水)～7日(日)午前9時30分～午後4時
場所	ネーブルみつけ(社会福祉協議会特設窓口)

貸付額	10万円以内(特に必要と認められる場合は20万円まで)
条 件	期間は3年として、内1年間は据え置きもの。 利率は据え置き期間は無利子、その後は年3%とします。

【申込み方法】

申込みの際には、実印(後日印鑑証明が必要です。実印がない場合はご相談ください。)、身分証明書(運転免許証、健康保険証など)をご持参ください。

7. 被災証明書の必要な方へ

保険等の請求に必要な被災証明書は税務課で交付し、当分の間、祝休日も対応します。交付時間は午前8時半から午後5時15分です。

被災証明書の被災状況については調査時点のものを交付しますが、調査後に余震などの影響で状況が変わった場合は別途お知らせください。問合せ:税務課(内線126・127)

8. 市税及び保険税等の減免について

被災世帯への市税及び保険税等の減免については、現在その取扱いについて検討しており、詳細を決定しだいお知らせ致します。

・市民税 ・固定資産税及び都市計画税 ・国民健康保険税 ・国民健康保険及び老人保健の医療費等の一部負担金

9. 住民票・各種証明等の交付手数料を減免します

このたびの震災に伴い各種手続きなどに添付が必要となる住民票や証明等については、被災された方に限り、発行手数料を減免します。必要な方は市民生活課または税務課窓口でお申し出ください。又、祝休日も午前8時半から午後5時15分まで、当分の間、発行いたします。

●住民票、印鑑証明 → 市民生活課窓口へ

●所得証明、課税証明等 → 税務課窓口へ

● 問合せ TEL:62-1700 市民生活課(内線144)税務課(内線127)

10. 中小企業震災復興相談窓口の開設について

被災した中小企業の相談に対応するため、相談窓口が開設されましたのでご利用ください。

【開設場所】 長岡商工会議所2階 (長岡市坂之上町2-1-1)

【電話番号】 0120-971-290(フリーアクセス)

【設置期間】 11月3日(水)から当分の間(土、日、休日を含む)

【受付時間】 午前9時～午後5時

【相談内容】 ①資金調達など金融に関する相談 ②下請取引など受発注に関する相談 ③機械や設備のメンテナンスに関する相談 ④その他、復興に向けた支援策に関する相談

11. 中小企業法律・税務相談の開設について

見附商工会では震災に係る法律・税務相談を行います。

【日 時】 11月10日(水)午前10時～午後4時

【会 場】 見附商工会 (本町1-4-41)

【相談員】 弁護士・税理士

注)事前に見附商工会(電話 62-1365)まで問合せください。

12. 職業相談業務は商工会で再開します

市民交流センター「ネーブルみつけ」雇用情報コーナーで行ってありました「職業相談(毎週火・木曜日)」及び「雇用・就職支援相談(毎週水曜日)」は、11月9日(火)から当分の間、見附商工会に会場を移して行います。

なお、祝日はお休みとなりますのでご了承願います。

13. 栃尾市の繊維くず焼却施設の休止について

11月3日(水)～14日(日)まで点検修理のため休止となります。15日(月)から再開の予定ですが、栃尾市環境衛生課(電話 53-2477)へ確認のうえ持込みしてください。

14. 震災ごみの回収についてのお願い

問合せ:市民生活課(内線171)

- ① 燃えるごみ、燃えないごみをきちんと分別し、中身の見える袋に入れて決められたごみステーションに出してください。粗大ごみもごみステーションに出してください。
- ② 市指定のごみ袋以外の袋を使用してもかまいません。(手数料は減免します。)粗大ごみも無料で回収します。
- ③ ごみステーションに出す際は、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみが混ざらないように置く場所を大別してください。
- ④ 燃えないごみや粗大ゴミの中には、震災とは無関係と思われるごみが多数紛れ込んでいます。清掃センターが稼動していない状況下、全てのごみが市内で処理できない緊急事態です。できるだけだすごみを減らしていただくとともに災害に便乗したごみの排出は絶対にやめてください。

注)

- 事業所のごみは、ごみステーションへは出せません。
- 柱、床、壁、瓦、ブロック塀などの建設廃材の処分は、業者をお願いしてください。
- 清掃センター(椿沢町)も地震により被害を受け、現在焼却出来ませんので直接の持込はご遠慮ください。

15. 受験勉強に図書館を利用ください (電話 62-3759)

11月5日(金)から次のように開館時間を変更します。

閲覧室(1階)午前10時～午後5時まで

学習室(2階)午前10時～午後9時まで

注) 月曜・第2金曜日は閲覧室のみ休館です。(学習室は利用可能です)